

目視で赤かび粒が確認できなかった小麦から 基準値(1.0mg/kg)を超える デオキシニバレノール(DON)が検出

【小麦から基準値を超えるDONが検出された事案】

- 2023年、国内産小麦の一部から、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づき定めるデオキシニバレノール（赤かび病の病原菌が産生するかび毒。以下「DON」という。）の基準値（1.0mg/kg）を大幅に超えるDONが検出され、当該小麦及び当該小麦が原料として用いられた製品の出荷停止及び回収を行う事案が発生しました。
- 原因として、適期の防除ができていなかったこと、水分含有が高い収穫物が一斉に収穫され乾燥調製に日数を要したこと等が挙げられています。
- 農産物検査時に目視で赤かび粒は確認できなかったものの、流通後の製粉事業者における測定により、基準値の大幅な超過が発覚したものです。



赤かび病に感染し、かび毒に汚染された小麦粒は、白色から桃色を呈し、萎縮した形態を示すものがあります。

【DONの発生・感染製品の流通の防止】

- DONの発生を防止するため、登録検査機関、各JA、乾燥調製施設の担当者及び生産者に至る全ての関係者が各段階において、**適期防除、適期収穫を徹底することが不可欠**です。
(裏面の生産者向けパンフレット)
- 収穫時に倒伏が発生する等かび毒の発生リスクが高い麦については、収穫物を分別して管理することは重要です。感染が疑わしい場合はELISA分析キットの活用等について、JA担当者及び普及指導センター等に相談してください。
また、赤かび病による被害粒及び未熟粒は比重が軽い傾向にあることから、比重選別（揺動選別）及び粒厚選別（ふるい）による除去も有効です。
- 集出荷事業者は、出庫時までに全農等の「国内産小麦のデオキシニバレノールに係る自主検査実施要領」に基づき、DON検査を必ず行い**基準値(1.0mg/kg)を超えることが確認された場合は当該小麦を廃棄することを徹底**してください。



ELISA分析キット

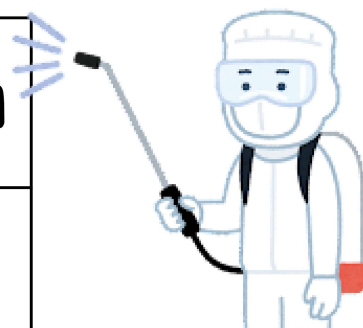
麦類の赤かび病を予防しましょう

赤かび病対策を実施しないと、品質低下やかび毒の基準値違反で出荷できなくなる可能性があります！

赤かび病の防除は、防除適期を逃さず行うことが重要です

□以下の時期に必ず最初の防除を実施しましょう。

小麦 六条大麦	開花を始めた時期から開花期までの間
二条大麦	穂揃い期の 10 日後頃の葯殻抽出期



□防除適期に雨が続く場合でも、短い晴れ間を利用して防除を行いましょう。

乾燥完了までにかびが生えないように、子実水分30%以下となってから収穫を行いましょう

□水分含量が多くなりやすいので、以下は避けるようにしてください。

- ×刈り遅れにより雨にあたること
- ×早刈り
- ×雨が降った直後の収穫

